

2022年度事業計画

I. 基本方針

新型コロナウイルスのワクチン接種は進み、治療薬もいくつかは承認され一時ほど重症化しにくくなつたと言われるようになったものの、感染の世界的な流行（パンデミック）の終息はまだもう少し先となりそうな見通しの中、北京冬季オリンピックが終わった矢先のロシアの隣国ウクライナへの侵攻という暴挙は、平和の中にあるありふれた日常がいかに大切なことを改めて思い知らされる歴史的大事件である。このような世界情勢が大きく揺れ動いている中、2022年度が始まる。

新型コロナウイルスの世界的な流行（パンデミック）は、発生から早二年が経過しているが、今もなお世界的に格差を広げる原因となり、国内においても非正規雇用者の雇い止めや、ステイホームの影響による家庭内DVなど、社会的弱者への支援や手当てが行き届いていない側面も多く、私たち医療ソーシャルワーカーは医療現場における社会福祉の実践者として、これらの多くの人々の支援に当たることが求められている。

私たちの協会は、2021年度で実施してきた主にオンラインを活用しての活動を今年度も同様に実施し、ICT委員会で会員への情報発信その他、様々なツールを利用しての議論を深め、その第一歩としてホームページをリニューアルする。研修事業はオンラインの強みとして遠方からの参加も可能なことから、独自事業に関しては他県からの希望も受け付ける。それと、会員の協力によって成り立っている月4回の電話相談「医療と暮らしのホットライン」を継続し、地域巡回相談会は感染状況を見ながらではあるが、必要とされる感染対策を講じて実施する。

また、来る2023年に公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会と当協会の共催による全国大会が東京で開催されるため、実行委員会を中心に内容を吟味し、理事、監事はもちろんのこと、一般会員の協力も得ながら滞りなく準備を進めていく。

II. 管理運営方針

一般社団法人として各種法令に定められた管理すべき事項を遵守する。また定款に定められた各事業を円滑に遂行できるよう努め、以下の内容に取り組む。

1. 一般社団法人として求められている要件整備に努める。

- (1) 法人の最高意志決定機関である総会への出席会員の増員を図る。
- (2) 協会活動の原資である会費の早期納入、賛助会員、寄付金の確保に努める。
会費納入の利便性を高めるため、納入方法に自動振替の促進に取り組む。
- (3) 事務局体制を強化し、管理運営に努める。
- (4) 会計処理を事務局で処理する体制を維持する。

2. 事業に関する会員の理解を深め、会員が主体的にかかわり、積極的に参加できることを目的に以下の事業に取り組む。

- (1) 独自事業である相談会活動を行う。そのために地域の相談会活動の普及を支援し、併せて今後の活動として何が求められているかを把握する。
- (2) 理事会は、ブロック会・ブロック代表世話人会及び各種専門委員会と連携し、会員の要望を把握し、協会活動に反映するように努める。
- (3) 相談会等に会員ならびに他職種が安心して参加協力できるように傷害保険に加入す

る。また相談来談者に対しても不測の事態に備え傷害保険に加入する。

3. 「災害支援対策委員会」を中心に「東京都の医療ソーシャルワーカー団体として出来ること」を検討し活動を継続する。被災者への支援の継続と併せて、今後の災害支援対策の確立を目指す。
4. 組織を強化するために会員の理解・協力を求め、協力員の増員を図る。また会員の状況を把握し、協会活動の基盤整備を行う。
5. ICTを活用し、協会事務所の機能強化を図る。
 - (1) ホームページをリニューアルし、都民・会員に向けて有力な情報を発信する。
 - (2) 会員管理を的確に把握できる会員管理ソフトを使用し、充実を図る。
 - (3) ZOOM等を利用しオンラインの事業を推進する。
6. 広く都民に対する公益活動として公開講座を開催する。
7. 医療福祉関係の他団体との連携を深め、公益事業と社会活動を推進する。
 - (1) 東京都難病相談・支援センター主催の「難病相談会」に医療ソーシャルワーカーを紹介し協力する。
 - (2) 東京都看護協会が主催する「看護フェスタ」に東京都をはじめ医療関連12団体と協力して開催する。「看護フェスタ」にて、都民に有用な情報提供のための資料等を配布する。
 - (3) 東京都医療人材課が主催する「医療従事者ネットワーク連絡会」を通じた活動に参加協力する。
 - (4) 他団体と連携し、地域包括ケアシステムの推進のため、多職種連携連絡会への参加等を図っていく。
 - (5) 他団体の主催する事業に対して、要請があれば当協会会員がイベントや会議に出席し、また講義や研修の講師を務めるなど積極的に協力していく。
 - (6) 国際モダンホスピタルショウ等のイベントへも参加し、協会活動のPRに努める。
8. 次の事業について受託契約し、事業の遂行に努める。
 - (1) 地域巡回医療福祉相談会（東京都）
 - (2) 医療社会事業従事者講習会（スーパービジョン講習会、初任者講習会）及び講習会成果（医療ソーシャルワークの解決技法）編集（東京都）
 - (3) 定期医療福祉電話相談事業（東京都）
都民を対象に常設の電話による保健・医療・福祉サービスに関する情報提供や個別相談を行う体制の整備をする。電話相談を定期的に行うことにより、都民をはじめ関係機関、会員に対し効果的な相談支援の実現を図る。
9. 未加入医療ソーシャルワーカーの入会を促進するとともに、新たな賛助会員要件を検討し、組織の拡大に努める。
10. 新型コロナウイルス支援の振返り会を実施し、支援の在り方を見直す場を設ける。
11. 診療報酬改定研修会を開催し会員の知識向上に努める。

【定款第1号事業】

1) 医療ソーシャルワークの普及及び向上に寄与する事業

1. 公開講座〔自主事業〕

自主事業として都民を対象に、保健・医療・福祉に関する公開講座を開催する。開催回数は、引き続き年1回とする。新型コロナウィルスの感染状況をふまえ、オンライン等での開催を検討していく。

2. 相談会関連事業〔自主事業〕

(1) 地域医療福祉相談活動企画運営委員会

都民を対象に、地域の医療福祉相談活動の充実を図ることを目的に、各地の相談会の企画運営を支援するための委員会を開催する。社会問題対策部と総務部の共催で、地域巡回医療福祉相談会運営委員と各地域の地域医療福祉相談会実行委員等で構成する。

(2) 地域医療福祉相談会

都民を対象に、自治体や関連団体の協力を得ながら、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供や個別相談を行う（江戸川区・葛飾区・豊島区・西東京市の4カ所）。

新型コロナウィルスの感染状況をふまえ、従来とは異なる新たな形式も模索し、開催を検討していく。

3. 災害支援活動〔自主事業〕

私たちはMSWの仕事を通じて、大規模災害が、都民と都内で働く人々の生命と健康に大きな影響を与え、またそれを最小限にとどめる備えが必要なことを過去の災害に学んで来た。それ故「決して忘れないこと、伝えてゆくこと、続けてゆくこと」という理念の基、「東京都の医療ソーシャルワーカー団体として出来ること」を今後も継続してゆく。

これまでの活動による経験や繋がりを活かしながら、被災者への支援や、都内にて発生した場合の対応・対策など、更に組織として検討する。

(1) 協会組織としての災害への備え、情報提供、会員への災害ソーシャルワーク教育災害時想定訓練の実施、災害関連問題研修会、他県の医療ソーシャルワーカーとの情報交換や連携、災害支援ニュース「つたえる」定期発行、災害時連携手段の強化など、新たな災害が生じた場合における協会としての支援の在り方を検討・構築する。

(2) 関係組織との連携活動

「東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会」への参加、東京都、日本医療社会福祉協会等各関係機関や他県の医療ソーシャルワーカー協会、被災者支援団体等と交流・連携を深めながら災害支援、減災のための諸活動を行う。

(3) 被災された方々への支援

協会事業である「医療と暮らしのホットライン」や各ブロックにおける相談会等と連動しながら、災害時の支援活動をも想定、模擬経験する相談支援活動を展開する。

避難者交流会への参加、広域支援ネットワークへの参加など、各関係機関や団体と連携を取りながら、被災された方々や、都内への避難者への支援を引き続き図る。

【定款第2号事業】

2) 会員の専門知識・技術の向上に関する事業

会員の教育、研修の場を提供し、会員の資質の向上と、会員相互の交流を促進していくことに努める。また、各ブロックでの研修活動や、会員からの自主的な研修企画・運営への参加など、会員各自が自らの研修の場を創造していくことを支援し、そして、それらに取り組んでいく人材育成を支援する。2022年度も新型コロナウィルスの感染状況を鑑みて、オンライン研修を基本として開催する。尚、(4)連続講座以外の研修に関しては、日本医療ソーシャルワーカー協会より認定医療ソーシャルワーカーのポイント承認を得ていることを申し添える。

1. 講 座〔自主事業〕

「ソーシャルワークの基本を振り返る」をテーマとして、年2回の講座を開催する。連続して受講することで、より知識を深め、会員各自の資質の向上につながるようにする。

2. 研修会 ※講師 敬称略

(1) 新人研修〔自主事業+一部受託事業〕

研修全体で新人として必要な知識や技術や価値等が学べるような研修を開催する。オンライン研修が基本ではあるが、受講生同士の交流となる機会も設けられるようにできたらと考える。2022年度も集中コースのみとし、募集規模・開催時間等は2021年度と同様とするが、開始時期を7月にして開催する。

【講師】樋口 昌彦（至誠会第二病院）

仲谷 恵美子（森山脳神経センター病院）

小松 美智子（武藏野大学非常勤講師・女性の暮らしやすさを考えるソーシャルワーク研究会）

その他、複数名の講師を予定している。

※定員60名を予定して計画している。

(2) グループスーパービジョン〔受託事業〕

2022年度もA・B・Cの3講座、それぞれ年10回開催する。平日夜間および土曜日の午後を行う。

【講師】渡部 律子（日本女子大学名誉教授）

石井 三智子

佐藤 俊一（NPO法人スピリチュアルケア研究会ちば理事長 日本ソーシャルワーク学会理事）

(3) スーパーバイザー養成講座〔自主事業〕

平日の夜間、年8回の開催とする。

【講師】福山 和女（ルーテル学院大学名誉教授）

(4) 連続講座〔自主事業〕

「ソーシャルワーカーの専門性を磨く」をテーマとし、年度後半に開催する。

【講師】調整中

3. プログラム検討委員会

協会の研修事業の体系、内容などを検討する諮問機関。2022年度は、引き続き各研修の状況の把握や運営方法などを検討する。

【定款第3号事業】

3) 医療ソーシャルワークに必要な調査研究に関する事業

1. 医療福祉問題研究委員会〔自主事業〕

当委員会は、「社会福祉・保健・医療分野における調査・研究及びソーシャルアクションを行なうこと」を目的に活動を行う。理事会が承認する専門部会であり、2022年度は以下の委員会の運営を継続・実施する。

(1) ホスピス・緩和ケアにかかわるMSWの集い

患者が、どの医療機関にかかっても適切な支援を受けられるようMSWの知識の底上げを図ること、ホスピス・緩和ケアに関心を持つMSWが集まり、日ごろ感じていることを話し合い、新たな力を生み出す場を作る。

「がん患者さんを理解するための視点マップ」を用いた勉強会を実施する。

(2) 成育医療等を考える小委員会

成育医療等に関する勉強会（研修）を開催し、会員の知識、そして理解を深める機会したい。また、ホームページに成育医療等の情報を収集し、会員に発信する場としていきたい。

(3) 身元保証問題小委員会

会員等を対象に実態調査を行い、身寄りがない方でも安心して療養ができるように、地域福祉に資する働きかけができるよう、行政機関等への提言につながる研究を行うことを目標とする。

(4) MSWの現状と未来を考える小委員会

会員への調査を中心にMSWの置かれている現状や課題、将来へ想いなどを把握し、これからMSWの在り方について、また協会の役割などについて検討、提言など目標とする。

【定款第4号事業】

4) 刊行物の発行物等に関する事業【自主事業】

1. 会員向けニュースレター「東京MSW」の発行(年4回、各号800部)

会員相互の情報共有、現在進行中の制度・現場実践状況について、新しい情報の提供を行うとともに、協会活動の動向を発信する媒体として機能するように内容の充実に努める。

2. 機関誌「医療ソーシャルワーク」の発行および販売促進(1000部)

(1) 年1回、協会の機関誌として以下の内容を主として編集し発行する。

- ①医療福祉領域を中心とした研究・調査・実践報告
- ②会員内の相互理解促進のための情報提供
- ③会員内外向け医療福祉関連の社会資源の広報

(2) 会員外への広報誌的役割を鑑み、教育機関・関連団体等に寄贈を行い、併せて関連機関誌への広告掲載等により、医療ソーシャルワークの理解を広める。

【定款第5号事業】

(1) 2023年度日本医療ソーシャルワーカー協会東京大会を共同開催する。

(2) 2022年度は実行委員会を立ち上げ運営準備を行う。